

みやざきの家畜防疫強靱化事業

- **大幅に改正された家畜伝染病予防法**が令和2年4月に公布され、段階的に施行される。
- 飼養衛生管理指導等の実施に係る**県計画（3カ年）を策定**し「みやざきの家畜防疫の4本柱」の強化を図り、家畜防疫の強靱化を進める。

みやざきの家畜防疫の4本柱

畜産経営の安定化

水際防疫

食品残さ等を介した**野生動物への感染防止**対策
(飼養衛生管理指導等指針)

○キャンプ場等での啓発

- ・畜産物の不法投棄による野生動物への豚熱等の感染リスクを啓発
- ※ 訪日外国人等への啓発は他の事業にて措置済

口蹄疫等発生国からの入国者が訪れる可能性の高い施設での水際対策
(特定家畜伝染病防疫指針)

○水際団体に対する支援

- ・ホテル、ゴルフ場等が実施する靴底消毒等を支援
- ※ 空港ビルには他の事業にて措置済

地域防疫

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止のための**体制整備と措置**
(法第2条3の2)

○農場基礎情報の収集

- ・飼養頭羽数、埋却地の確保状況等、家畜防疫の基礎となる農場の最新情報を収集

生産者が組織する団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置の推進
(法第2条2の4、第12条3の4、飼養衛生管理指導等指針)

○自衛防疫推進協議会に対する支援

- ・巡回消毒や研修会等、地域における自主的な防疫活動を支援

農場防疫

継続的に衛生管理対策を実践できる労務負担やコスト低減に配慮した指導
(飼養衛生管理指導等指針)

○効果的な農場防疫の検証

- ・交差汚染防止対策等を農場で効果的に継続できる方法の検証

飼養衛生管理基準の厳格化に対応する、農場バイオセキュリティの強化
(飼養衛生管理基準)

○農場バイオセキュリティ向上のための支援

- ・防鳥ネットや動力噴霧機等の資機材の設置を支援

迅速な防疫措置

口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱等の**野生動物での感染確認時の対応**（組織体制の整備）
(法第17条、第25条、第26条、第28条、特定家畜伝染病防疫指針)

○防疫演習・研修会等による新たな防疫対応の周知

- ・野生いのししでの豚熱発生時の対応等、改正された防疫指針に基づく研修会等を実施